「作品名」電子出版契約書

著作物名

(甲)著作権者　本名（漫画家名）　　　　　(乙)出版社

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

[著作権者名](以下「甲」という)と[出版社名](以下「乙」という)は、上記著作物を、日本において電子書籍として配信することに関し、次のとおり合意し、本契約を締結する。

201●年●●月●●日

第１条（定義）

本契約における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。

　　　①本作品：甲が著作権を有する上記著作物をいう。

②本コンテンツ：本作品を電子書籍として提供する目的のために加工したデジタルデータをいう。

　　　③配信サービス：乙が顧客に対し、本コンテンツを配信するインターネット等でのオンラインサービスをいう。

　　　④ユーザー：配信サービスを利用する個人をいう。

第２条（出版権の設定）

１．甲は、本作品の出版権（著作権法第８０条第１項第２号に定める権利）を乙に対して設定する。

２．乙は、本コンテンツを、複製し、インターネット等を利用して公衆送信（送信可能化を含む）する。権利を第三者に委託または許諾する場合は協議の上別途ライセンス契約を交わす。

３．乙は、本契約に定められた本作品の出版権の設定を登録することができる。

４．乙は、201●年●月●日までに、本コンテンツの配信サービスを開始するものとする。

第３条（保証）

1. 甲は、本契約を締結するために必要かつ十分な権限を有していることを乙に保証する。
2. 甲は、本コンテンツについて著作権侵害、名誉棄損、その他の法律上の問題が生じるおそれがあるとき、又は、生じたときは、本作品についての保証の範囲で、その責任と費用負担においてこれを処理するものとするが、本項の取り決めは、甲乙が協議してこれに対処することを妨げない。

第４条（排他的利用）甲は、本契約の有効期間中に、本作品の全部もしくは主要な部分について、配信サービス（自己が管理運営するウェブサイトへの掲載を含むがこれに限らない）を自ら行わず、又、第三者に許可しない。

第５条（本コンテンツの製作）

１．乙は、乙の費用負担により本コンテンツを製作する。

２．乙は、配信サービスにおける閲覧のための最適化に必要かつ最低限の範囲で本作品をデータ変換、修正して本コンテンツを製作できるものとする。

３．前項にかかわらず、乙は、配信サービスを行なうに際して、必要または適切であると判断する場合、倫理的観点から表現を修正する必要があると判断する場合、甲の承諾を得た上で、本コンテンツに一定の改変を加えることができるものとする。

４．作成されたデジタルデータ及び本コンテンツは、本契約終了または満了後、甲へ無償で譲渡される。

５．乙の下に保管されているデジタルデータおよび本コンテンツの複製物（バックアップ用も含む）はすべて前項の譲渡までに消去する。

第６条（著作権使用料）

１．乙は、年４期（3月末日、6月末日、9月末日及び12月末日、これらを「締め日」という）ごとに、本コンテンツの売上を集計し、当該期間の本コンテンツのダウンロード数、次項に基づく著作権使用料と消費税等相当額を、各締め日の翌月末日までに、甲に書面で報告するものとする。

２．乙は甲に対して、本作品の著作権使用料として、下記の計算式に基づく金額に消費税等相当額を加算して、締め日の翌々月末日までに、甲が指定する銀行口座に振込み支払う。振込み手数料は乙の負担とする。

　　　販売価格●●円(税抜き)×●％×ダウンロード数

３．乙は甲の請求があったとき、本コンテンツのダウンロード数、本コンテンツの販売価格等を証するため、乙の営業時間内に限り、本コンテンツの出版権、配信サービスに係る営業帳簿・伝票等の閲覧に応じ、かつコピーを提出する。

第７条（コピーライトの表示）乙は、本コンテンツの配信に際しては、所定の位置に下記の表示を行なうものとする。

　©　著作権者名　第一発行年

第８条（宣伝・広告）

１．乙は、有効適切な方法により、本コンテンツの宣伝ならびに普及に努める。

２．甲は乙に対し、本コンテンツの宣伝・広告に関する協力を行なうものとする。

３．前項に基づき、乙は、本コンテンツの一部を、甲の承諾を得た上で、要約、編集し、読者が購入する際の立ち読みの仕組み、検索用の見出し、キーワード等を付ける等した素材を、本コンテンツの宣伝の目的に限り、使用条件を確認の上利用することができるものとする。

第９条（修正ならびに増補改訂）

本コンテンツに誤植（図版等の印刷上の誤りを含むがこれに限らない。以下同じ）があ

るときは、配信サービスの実務上正当な範囲において、乙は甲から指摘された誤植を訂正するものとする。又、甲は正当な範囲内で本コンテンツに修正又は増減を加えることができる。修正増減に要する費用の負担については、そのつど甲乙協議の上決定する。

第１０条（配信継続の義務）

１．乙は、本コンテンツを継続して配信する義務を有する。

２．乙が第２条第４項に定める本コンテンツの配信サービス開始後、継続して本コンテンツを配信しない場合において、甲が乙に催告したにもかかわらず、特別な事情なく３ヶ月以内に配信が再開されない場合、甲は乙に対し書面で通知することにより本契約を解除することができる。

第１１条（本コンテンツの技術的保護）

乙は、本コンテンツの配信サービスによる販売に際し、本コンテンツに関する著作権を保護するために商業上合理的なコンテンツ保護のために技術的施策を講じるものとする。

第１２条（著作権等の侵害に対する対応）

本契約に定める本作品の出版権に基づく複製権および公衆送信権（送信可能化権を含む）を第三者が侵害した場合、または本契約に定める甲または乙の権利が侵害された場合には、甲および乙は協力してこれに積極的に対処しなければならない。

第１３条（著作権等の権利の譲渡、配信の再許諾）

１．甲が、本契約期間中に、本契約に関連する範囲で本作品の著作権の全部もしくは一部を第三者に譲渡しようとするときは、甲は譲渡先に対し、本契約有効期間中、乙が引き続き本契約と同条件で本コンテンツを公衆送信（送信可能化を含む）できるよう努めるものとする。

２．乙は本契約による公衆送信権(送信可能化権を含む)を第三者に譲渡することはできない。

第１４条（義務違反）甲又は乙は、相手方が本契約に違反し、相当の期間を定めてその是正を催告したにもかかわらず、その是正がなされないときは、本契約を解除し損害賠償を請求することができる。

第１５条（免責）

前条にかかわらず、甲及び乙は、天災その他不可抗力により本契約上の義務が履行でき

ない場合、免責される。

第１６条（守秘義務）

甲及び乙は、本契約の内容ならびに本契約の履行に伴い知り得た互いの営業上の秘密

（個人情報を含む）を、相手方の書面による事前の承諾なく開示、漏洩してはならない。

第１７条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、本契約の締結日からはじまり、本コンテンツの配信開始から３年

間とする。甲又は乙が本契約を更新しようとする場合は、本契約終了日の３ヶ月前までに相手方に通知し、甲乙協議のうえ別途覚え書きを交わすものとし、更新後は期間を一年間とし、同様の更新手続きとする。

第１８条（契約終了後の措置）

１．乙は、本契約が解除又は終了した場合、技術上可能な限り速やかに、本コンテンツの販売を中止するものとする。

２．前項にかかわらず、本契約の有効期間中に本コンテンツを購入したユーザーの権利は保護されることを、甲乙は承諾する。

第１９条（契約内容の変更）本契約の内容について追加・削除その他変更する必要が生じたときも、甲乙協議のうえ書面により合意した場合でなければ、その効力を生じない。

２. 乙は、本コンテンツを配信サービスすること以外に、甲から何ら権利の許諾および優先権を得ているものではなく、かつ何ら利用権もないことを確認する。

第２０条（契約の専重）甲乙双方は、本契約を尊重し、本契約に定める事項について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項について意見を異にしたときは、誠意をもって協議しその解決にあたる。

上記契約の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

（以下余白）